

(参考)

## 令和7年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針（抜粋）

### 第2 中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講ずる措置に関する基本的な事項

#### 4 ダンピング防止対策、消費税の円滑かつ適正な転嫁等の推進

##### （2）適切な予定価格の作成

① 国等は、役務及び工事等の発注に当たっては、需給の状況、原材料費及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含み、かつ、最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務の発注については、各都道府県における最低賃金の改定額（契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額を含む。）についても反映した額）等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切に予定価格を作成するものとする。特に、同様の事業でほとんど同じ予定価格を長年見直すことなく実施している事業がある場合は、多角的な市場調査を行い、最新の実勢価格等を踏まえた積算を行うこととする。また、複数年度にわたる契約については、入札の際に作成する予定価格に期中の価格変動を適切に見込む必要があることに留意する。

なお、ビルメンテナンス業務に係る発注に当たっては、厚生労働省において策定した「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」において、最新の「建築保全業務労務単価（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」を用いることとされていることに留意するとともに、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等については、特に、最新の実勢価格や需給の状況等を考慮するよう努めるものとする。また、物品の運送を伴う役務、物品の買入れ等に係る発注に当たっては、物流効率化基本方針を踏まえ、国等と契約を締結した事業者から当該物品の運送を委託されたトラック事業者等がその雇用するトラックドライバーの賃上げ原資となる適正な運賃を收受できるよう、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）附則第1条の3第1項の規定に基づく「標準的な運賃」を活用するとともに、燃料サーチャージ、有料道路使用料、附帯作業料等の追加で生じるコスト、繁忙期における運送、特殊な運送方法等に起因して追加で生じるコストについても十分に考慮するよう努めるものとする。

② 国等は、公庫等及び地方公共団体における工事等の発注に際し、いわゆる歩切りや予定価格等の事前公表の取りやめ等が促進されるよう努めるものとする。

### (3) 低入札価格調査制度の適切な活用等

- ① 国等は、役務及び工事等の発注に当たっては、ダンピング受注の排除等適正価格による契約の推進のため、低入札価格調査制度を適切に活用するものとする。低入札価格調査制度の対象契約の全部又は一部を未導入の国等の組織にあっては、早急に制度導入について検討を行うこととする。
- ② 国等は、特に人件費比率の高い役務契約については、適正な履行確保の観点から、低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合における措置として、人件費が明記された入札価格内訳書の徴収を徹底し、最低賃金額を下回る人件費でないことに留意するとともに、落札の決定があった旨の公表の徹底を行うものとする。

また、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）及び労働関連法等の所管行政庁は、その執行を図る上で、必要に応じ、低入札価格調査制度に基づく調査情報も活用するものとする。
- ③ 国は、地方公共団体における役務及び工事等の発注に際し、低入札価格調査制度、最低制限価格制度等の導入とその適切な活用が促進されるよう努めるものとする。

#### (4) 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

- ① 国等は、契約前において、清掃、警備、洗濯、庁舎管理、電話交換その他最低賃金又はその近傍の人工費単価の被用者が用いられる可能性のある役務契約について、年度途中の最低賃金額の改定を踏まえた予算を確保し、上記（2）に掲げる適切な予定価格を作成するとともに、入札金額における人工費について、契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額についても考慮した上で入札することを入札希望者にあらかじめ周知するものとする。また、人工費単価が改定後の最低賃金額を下回った際は適切な価格での単価の見直しを行いう旨の条項をあらかじめ契約に入れることなどにより、年度途中で最低賃金額の改定があったとしても、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。
- ② 国等は、契約後において、清掃、警備、洗濯、庁舎管理、電話交換その他最低賃金又はその近傍の人工費単価の被用者が用いられる可能性のある役務契約について、最低賃金額の大幅な改定があった場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて受注者に対し確認し、最低賃金引上げ分の円滑な価格転嫁を図るため契約金額を変更するなど、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。

#### (5) 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応

- ① 国等は、公共工事の発注に当たっては、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について、契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施も含め、適切に対応するものとする。特に、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇時における請負代金額の変更の的確な実施のため、あらかじめ、当該変更についての条項を契約に適切に設定するとともに、当該条項の運用基準を策定しておくものとする。
- さらに、発注者である国等は、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰等の事象が発生した場合において、受注者から請負契約の内容の変更について協議の申出があった際には誠実に応じなければならない。
- なお、この場合における誠実な協議については、例えば、予算の不足や過去の変更契約実績がないことを理由に協議に応じないことがないように留意する。
- ② 国等は、物件及び役務の契約の途中で、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、契約変更の実施も含め、適切に対応するものとする。
- また、受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合にはその可否について迅速かつ適切に協議を

行うものとし、その旨の条項をあらかじめ契約に入れるなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮するものとする。

- ③ 上記①、②の対応に当たっては、経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）において、原材料費やエネルギーコストの適切なコスト増加分の全額転嫁を目指し、取引適正化を推進することとされていることや、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日策定。以下「労務費の指針」という。）の趣旨を最大限に考慮するものとする。

また、価格交渉促進月間のフォローアップ調査において、国等が調査対象であると明示されたことを踏まえて、受注者から発注者として価格転嫁の状況を評価される立場であることを留意し、公共工事においては、コスト増加分の転嫁を行う条項を契約に適切に設定し、複数年度にわたる物件及び役務の契約においては、「労務費の指針」を参考にして発注者として行動し国等から少なくとも年に1回以上の協議を行うように努めることとする。さらに、価格交渉の際には、直接の契約先だけでなく、再委託先を含めて適切に請負代金を設定するよう配慮することとする。

○都道府県労働局賃金課（室）連絡先一覧

局名	担当課	電話番号	所在地
北海道労働局	賃金室	[011-709-2311]	札幌市北区北8条西2-1-1
青森労働局	賃金室	[017-734-4114]	青森市新町2-4-25
岩手労働局	賃金室	[019-604-3008]	盛岡市盛岡駅西通1-9-15
宮城労働局	賃金室	[022-299-8841]	仙台市宮城野区鉄砲町1
秋田労働局	賃金室	[018-883-4266]	秋田市山王7-1-3
山形労働局	賃金室	[023-624-8224]	山形市香澄町3-2-1
福島労働局	賃金室	[024-536-4604]	福島市花園町5-46
茨城労働局	賃金室	[029-224-6216]	水戸市宮町1-8-31
栃木労働局	賃金室	[028-634-9109]	宇都宮市明保野町1-4
群馬労働局	賃金室	[027-896-4737]	前橋市大手町2-3-1
埼玉労働局	賃金室	[048-600-6205]	さいたま市中央区新都心11-2
千葉労働局	賃金室	[043-221-2328]	千葉市中央区中央4-11-1
東京労働局	賃金課	[03-3512-1614]	千代田区九段南1-2-1
神奈川労働局	賃金室	[045-211-7354]	横浜市中区北仲通5-57
新潟労働局	賃金室	[025-288-3504]	新潟市中央区美咲町1-2-1
富山労働局	賃金室	[076-432-2735]	富山市神通本町1-5-5
石川労働局	賃金室	[076-265-4425]	金沢市西念3-4-1
福井労働局	賃金室	[0776-22-2691]	福井市春山1-1-54
山梨労働局	賃金室	[055-225-2854]	甲府市丸の内1-1-11
長野労働局	賃金室	[026-223-0555]	長野市中御所1-22-1
岐阜労働局	賃金室	[058-245-8104]	岐阜市金竜町5-13
静岡労働局	賃金室	[054-254-6315]	静岡市葵区追手町9-50
愛知労働局	賃金課	[052-972-0257]	名古屋市中区三の丸2-2-1
三重労働局	賃金室	[059-226-2108]	津市島崎町327-2
滋賀労働局	賃金室	[077-522-6654]	大津市打出浜14-15
京都労働局	賃金室	[075-241-3215]	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451
大阪労働局	賃金課	[06-6949-6502]	大阪市中央区大手前4-1-67
兵庫労働局	賃金室	[078-367-9154]	神戸市中央区東川崎町1-1-3
奈良労働局	賃金室	[0742-32-0206]	奈良市法蓮町387
和歌山労働局	賃金室	[073-488-1152]	和歌山市黒田2-3-3
鳥取労働局	賃金室	[0857-29-1705]	鳥取市富安2-89-9
島根労働局	賃金室	[0852-31-1158]	松江市向島町134-10
岡山労働局	賃金室	[086-225-2014]	岡山市北区下石井1-4-1
広島労働局	賃金室	[082-221-9244]	広島市中区上八丁堀6-30
山口労働局	賃金室	[083-995-0372]	山口市中河原町6-16
徳島労働局	賃金室	[088-652-9165]	徳島市徳島町城内6-6
香川労働局	賃金室	[087-811-8919]	高松市サンポート3-33
愛媛労働局	賃金室	[089-935-5205]	松山市若草町4-3
高知労働局	賃金室	[088-885-6024]	高知市南金田1-39
福岡労働局	賃金室	[092-411-4578]	福岡市博多区博多駅東2-11-1
佐賀労働局	賃金室	[0952-32-7179]	佐賀市駅前中央3-3-20
長崎労働局	賃金室	[095-801-0033]	長崎市万才町7-1
熊本労働局	賃金室	[096-355-3202]	熊本市西区春日2-10-1
大分労働局	賃金室	[097-536-3215]	大分市東春日町17-20
宮崎労働局	賃金室	[0985-38-8836]	宮崎市橘通東3-1-22
鹿児島労働局	賃金室	[099-223-8278]	鹿児島市山下町13-21
沖縄労働局	賃金室	[098-868-3421]	那霸市おもろまち2-1-1